（統括登記官の定数、配置及び職務）

第五十一条　法務局の民事行政部、地方法務局、支局及び出張所を通じて統括登記官八百五十三人以内を置く。

［２・３　略］

附　則

［１・２　略］

（表示登記専門官の設置期間の特例）

３　第五十二条第一項の表示登記専門官のうち十二人は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

［４・５　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第二表

別表第一（第三十四条、第四十条関係）

改正後
地方法務局の名称
水戸地方法務局
さいたま地方法務局
千葉地方法務局
横浜地方法務局
静岡地方法務局
［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（統括登記官の定数、配置及び職務）

第五十一条　法務局の民事行政部、地方法務局、支局及び出張所を通じて統括登記官八百五十人以内を置く。

［２・３　同上］

附　則

［１・２　同上］

（表示登記専門官の設置期間の特例）

３　第五十二条第一項の表示登記専門官のうち十二人は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

［４・５　同上］

別表第一（第三十四条、第四十条関係）

改正前
地方法務局の名称
さいたま地方法務局
横浜地方法務局
［同上］

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二表に係る改正規定は、同年十月一日から施行する。

○法務省令第十六号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第九条第三項の規定に基づき、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

法務大臣　小泉　龍司

刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則（平成十三年法務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	
（刑務所等に置く部等）	
第三条　次の表の上欄に掲げる刑務所等に、それぞれ同表の下欄に掲げる部及び室を置く。	
刑務所等の名称	部及び室の名称
［略］	［略］
網走刑務所　月形刑務所　山形刑務所　福島刑務所　喜連川社会復帰促進センター　加古川刑務所　和歌山刑務所　長崎刑務所	

改正前	
（刑務所等に置く部等）	
第三条　次の表の上欄に掲げる刑務所等に、それぞれ同表の下欄に掲げる部及び室を置く。	
刑務所等の名称	部及び室の名称
［同上］	［同上］
網走刑務所　月形刑務所　山形刑務所　福島刑務所　喜連川社会復帰促進センター　加古川刑務所　長崎刑務所	